

所管 : 法務省出入国在留管理庁

文書名 : 「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【第4版】」

リンク : <https://www.moj.go.jp/isa/content/001353079.pdf>

適用者 : 入管収容施設、空港などの出国待機所

【記載項目抜粋】

法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針 (6P /PDF 81P)

第3 感染防止対策

感染防止のための職場環境及び物品の確保

さらに、接触感染の防止のため、日頃から、複数の者で共有する物品や、複数の者が頻繁に触れると思料される設備・物品等の消毒を十分に行う。クラスター事案の中には、こうした複数の者が頻繁に触れる設備・物品等を介して感染が拡大した可能性が指摘されている事案もあることを踏まえ、特に、職員が執務室内で共通して使用するリフレッシュコーナー(冷蔵庫の取っ手、ポットのスイッチ、カップホルダー)、コピー機、事務用品、ドアノブ、電気のスイッチ、受話器、テレビリモコン、洗面所や給湯室の蛇口等は、消毒液を用いた拭き取り作業をこまめに行うことを心掛ける。

なお、物品の消毒・除菌については、現在、熱水、塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)、洗剤(界面活性剤)、次亜塩素酸水、アルコール(濃度70%以上90%以下のエタノール)及び亜塩素酸水による方法が承認されているところ、目的に合った製品を正しく選び、正しい方法で使用する必要がある。詳細は、厚生労働省ホームページ(厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html))で確認できる。

各組織は、職場における感染防止対策を実施するため、マスクや手指消毒液、飛沫防止のためのアクリル板等の感染防止用品の確保に努める。また、収容施設等においては、一定数の者に対する健康観察の必要が生じる状況に備え、相当数の体温計(感染防止の観点からは非接触型がより望ましいと考えられる。)等の備品の確保に努める。感染防止用品の確保に当たっては、国民から不公正な調達方法であるとの疑念を抱かれないよう留意する。特に、窓口業務又は収容施設業務を所管する組織においては、マスク等の確保を職員個人に任せることなく、組織として、感染防止用品の確保に努める。